

# 熊本県公報

号外 第40号  
平成14年10月23日(水)  
(毎週 月・水・金発行)

@ @

- 規 則**
- 熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) 1
  - 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) 1

### 本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
 (1) 別表第1本庁の欄に、情報企画監を設置することとした。  
 (2) この規則は、平成14年11月1日から施行することとした。

### 規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第84号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和31年熊本県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の欄中「会計審議員」を「会計審議員  
情報企画監」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成14年11月1日から施行する。

### 訓 令

#### 熊本県訓令第50号

本庁各部課(総室・室)  
各地方出先機関  
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成14年10月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。  
第4条第7項中「及び統計審議員」を「、統計審議員及び情報企画監」に改める。  
第5条中第51項を第52項とし、第12項から第50項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。  
12 情報企画監は、上司の命を受け、情報企画に関する特命事項を処理する。

**附 則**  
この訓令は、平成14年11月1日から施行する。

